

令和4年度 柏第三中学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

柏第三中学校は「いじめ」を学校の内外を問わず、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的・身体的な苦痛を感じているもの」とする。そして、いじめられた生徒の立場に立って「いじめ」をとらえることとする。

その「いじめ」が、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵し、心身の健全育成及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は心身に重大な危険を生じさせるものであるために、「いじめ」問題行動の予防・未然防止と早期発見と解消、関係諸機関との連携に努める。

「いじめ」はどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

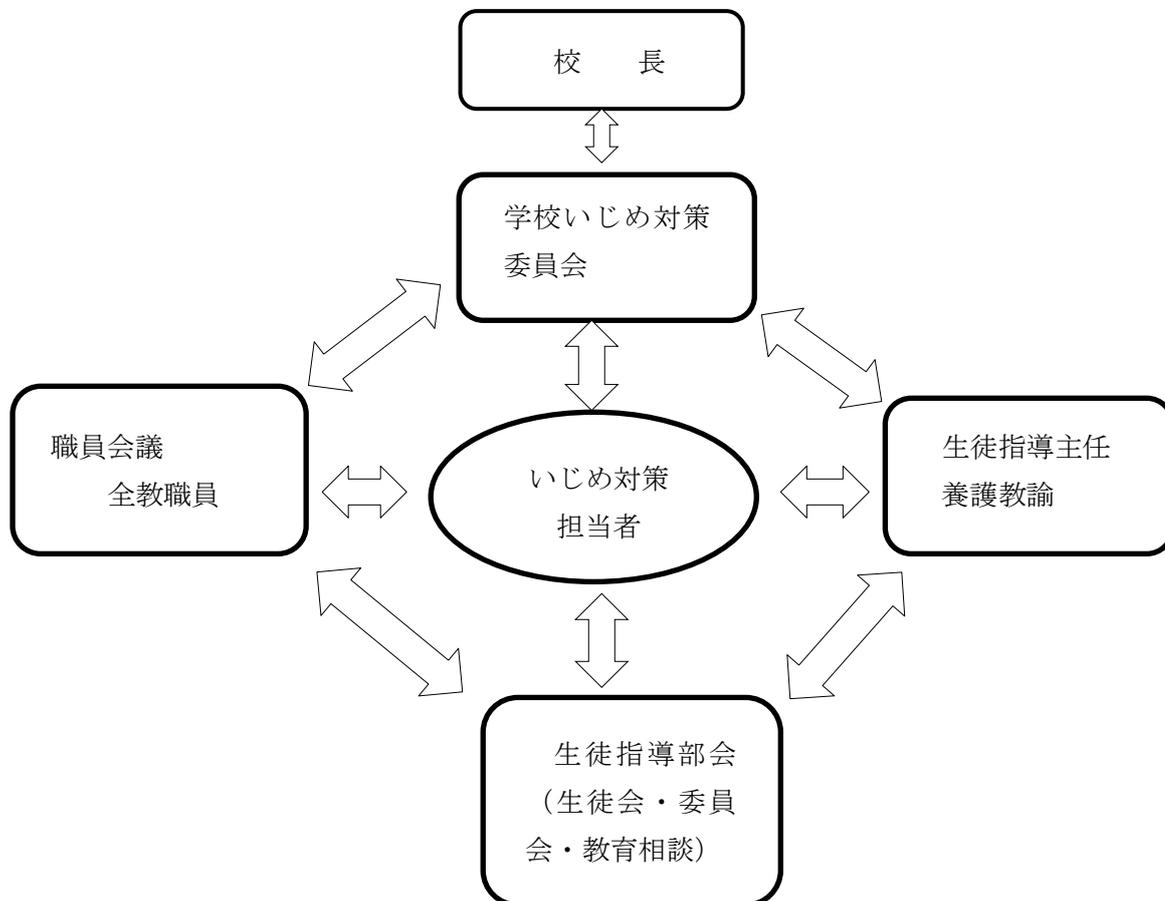
(2) 組織及び組織図

学校いじめ対策委員会は定例委員会（いじめ調査後に毎学期一回）と必要に応じて開く緊急委員会とする。構成する委員は校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、いじめ担当、教育相談担当、養護教諭、SC、SSWその他いじめ事案関係職員、（教務主任、部活顧問）（生徒代表、保護者代表、警察、学校医）をメンバーとし、いじめ事案が多岐の分掌に関わるために、柔軟に対応できるように固定的なメンバーのほか必要に応じて協議に参加するものとする。

また、この委員会の役割・機能はいじめの予防・防止と早期発見について第一義とし、いじめ事案に係る組織的対応について協議し、事後措置や外部連携機関等について調整することを目的とする。また、いじめ調査後の定例会は調査の状況報告と予防・防止的観点やいじめの早期発見・解消への具体策を見出すために協議するものとする。また、教職員への研修の場として「いじめの予防・防止、早期発見、解消、事後指導等」のテーマを持ち指導力向上の場とする。次に、必要に応じた緊急委員会では、いじめの解消に第一義を置き、学校長が委員会のメンバーを招集し、迅速で丁寧な対応ができるようにする。

<組織図>

- ※ 矢印は報告・連絡・相談
対応は「全職員で」が原則



(3) いじめの未然防止対策について

- ① 生徒・保護者へのいじめに関する啓発活動について
 - ・学校だよりやホームページを通して行う。
 - ・生徒会活動を通してのものは、校内ポスター、生徒会掲示板を活用する。
 - ・ポスター制作は美術科の授業や標語づくりは国語科とのコラボ授業を計画を試みたい。また、美術部へ依頼してみたい。
 - ・学校いじめ対策委員会からの啓発資料の刊行
 - ・講師を招聘してインターネット・スマートフォンの正しい使い方について指導する。
- ② 教職員の研修
 - ・教職員へは学校いじめ対策委員から研修会と研修資料を提供する。
 - ・夏季休業中の3校合同教職員研修会は「いじめ」に関する内容の講師を招聘して講演会を実施したい。

③ その他

- ・生徒会活動で「いじめ根絶」のキャンペーンを試みる。
- ・人権教育に関する授業においていじめ防止につながるような全校集会を実施する。

(4) いじめの早期発見について

① 日常の情報収集について

- ・教員の気づき⇒小さな変容を観察できる感性を磨く
- ・生徒からの訴え
生徒からの相談、予約相談カード（スクールカウンセラー）、生活ノート（担任に毎日提出）、交友関係の変化、席替えやロッカーや下駄箱の移動
- ・毎月、簡易な「いじめアンケート」を実施し、早期発見に努める。

② 定期的な調査から

- ・学期末のいじめ調査
- ・教育相談アンケート
- ・生活実態調査
- ・教務部からの意識調査・教育反省会事前アンケート・職員意識調査

③ その他

- ・保護者からの連絡・相談
- ・地域住民からの連絡・相談
- ・外部諸機関・相談機関からの連絡・相談

(5) いじめの相談・通報について

- ① 生徒からの相談・連絡は該当担任、副担任、部活動顧問、養護教諭、SC、SSW、いじめ担当者、生徒指導主任等があたる。

③ 保護者からの通報・相談

- ・関係当該担任、いじめ担当者、教頭、生徒指導主任、SC、SSW、養護教諭等があたる。

④ 地域からの通報・連絡

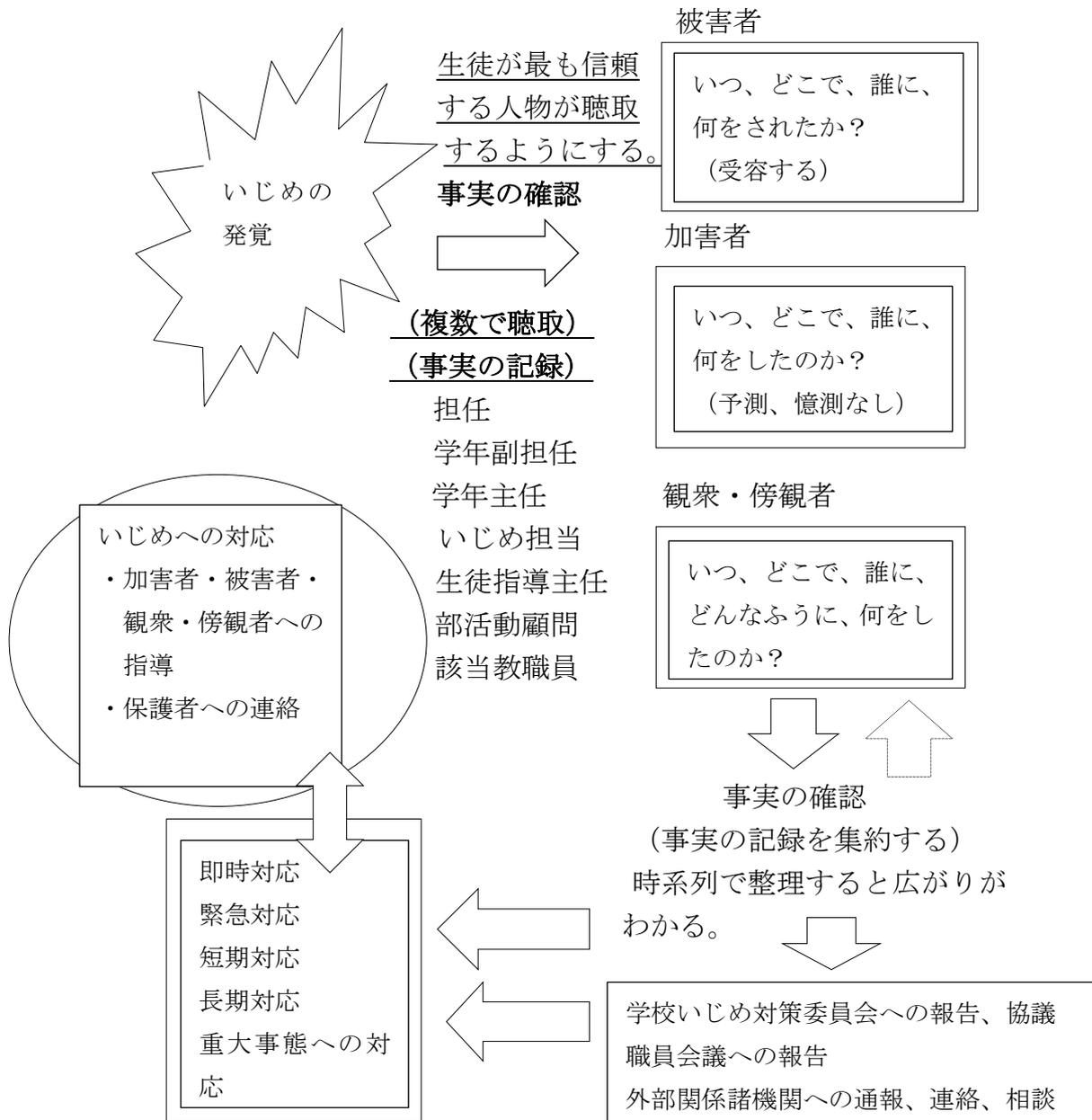
- ・校長、教頭、担任等があたる。

⑤ 外部関係諸機関からの通報・相談

- ・市役所、警察、補導センター、少年センター、児童相談所、各種病院や人権擁護委員会、各相談機関からの連絡等については校長、教頭、SSW、当該教職員があたる。

⇒通報・相談後は必ず生徒指導主任・いじめ担当者が情報を集約する。

(6) いじめを認知した場合の対応について



(7) いじめの指導について

① 緊急対応 (一次対応)

- ・ 事実関係の把握と確認
 - 被害者・加害者・観衆・傍観者への聴取
- ・ 被害者の安全確保と全面支援 (心のケア)
 - 場合により、別室登校 (保健室、相談室、校内適応指導教室)
 - 関係者への報告・連絡・相談

② 短期対応（二次対応）

・関係生徒への対応と指導

個別指導、班や学級への指導、友達関係の生徒への指導、部活動等への指導

・関係保護者への説明

家庭訪問、学級保護者会、学年保護者会、部活動保護者会

・被害者の支援を組織的に整える。

関わりの深い、信頼のある教職員が中心となり本人、保護者への支援を分担する。また、関係機関との連携は校長・教頭を窓口にして調整する。

・組織的支援体制の動きを作る。

学校いじめ対策委員会で被害者生徒、加害者生徒、観衆、傍観者への指導内容の協議と援助の方法案の策定を行い、「いつ、どこで、誰が、どういう指導するか」計画する。また、SC、SSW、養護教諭、学校医等から専門的な支援・援助が必要であればプロジェクトチームを組んで支援する。

各いじめ態様の基本的な指導内容

- 「冷やかし、からかい、悪口、陰口、誹謗中傷等」への指導
 - 「いじめている」という認識を持たせる。
 - 「いじめられている」立場に立たせる。（心の痛みや苦しみ）
 - 事実の認識とその行為の理不尽さを理解させる。
- 「無視、仲間はずし、物隠し、集団での威圧行為等」への指導
 - 「不当性」の除去を行う。（理不尽ないじめの言い訳）
 - 「被害者・加害者の事実」を伝える。（悪いのはどちら側）
 - 「不満や不信の受容」（いじめのきっかけや原因を正す。）
 - よりよい解決策を探らせる。（よりよい生活のもどるには）
- 「脅し、たかり、暴力」への指導
 - 恐喝罪、暴行傷害罪であるという刑法犯罪であることを理解させる。
 - *いじめている者へは
 - ・出校停止措置、警察や児童相談所・相談機関との連携
 - *いじめられている者へは
 - ・自宅待機、別室登校、相談機関・病院等との連携

③ 長期対応（三次対応）

- ・再発防止対策を講じる。
定期的なアンケート（毎学期、年3回）やチェックリスト（随時）を実施し、日常的な観察、生活ノートや細やかな情報収集に努める。
- ・友達関係づくりや人間関係づくり等の対人関係能力（コミュニケーション能力）の向上に努める。
ピア・サポートの実施、グループエンカウンター、SCによるソーシャルスキルトレーニングの実施を試みたい。
- ・校内適応指導教室の活用を行う。

④ ネットいじめへの対応

- ・書き込み内容の確認
- ・保護者への連絡・報告を行う。（契約者は保護者）
- ・被害の拡大を防ぐために管理者等へ書き込みの削除を依頼する。
- ・プロバイダー（サービス提供会社）への書き込み削除を依頼する。
- ・違法有害情報センター、警察、法務局等へ相談する。
- ・指導については緊急・短期・長期対応に準ずる。

⑤ 保護者への対応について

・緊急対応（一次対応）

- いじめの事実、人間関係のトラブル発生の事実をまず一方連絡する。
- 家庭訪問等で直接保護者に伝える。（複数で訪問）
- 保護者の対応策を練り、願いや要望を聞く。（信頼関係を深める）
- ネットいじめについては保護者へ書き込みの削除を要請する。

・短期対応（二次対応）

- 追加の事実報告や指導の方針や内容を伝える。
- 保護者の協力を得ながら協働しながら解決、対処することを伝える。

・長期対応（三次対応）

- 事後指導内容等の対応を告げ、家庭の理解と協力をお願いする。
- 場合によっては、学年保護者会・学級保護者会・部活動保護者会を

●被害者生徒の保護者への対応

- ・保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をとる。
- ・家庭での様子や学校での様子の情報交換を行い、変容の把握に努める。
- ・事実の追加報告は迅速に、逐次報告する。

●加害者生徒の保護者への対応

- ・保護者の心情を察して丁寧な対応をとる。
- ・事実の報告、今後の指導方針や指導内容を伝える。
- ・家庭と学校が協働して問題解決に取り組むことを伝える。
- ・刑法に抵触する犯罪行為については毅然とした対応をとることを伝える。

●観衆・傍観者の保護者への対応

- ・正確な事実を伝える。
- ・観衆・傍観者は直接的な関わりではないが、いじめを助長したり、拡大したり、陰湿・凶悪化したことにつながることを、いじめの支持者であることを毅然と伝える。(いじめは悪であることを示す)
- ・場合によっては、報告会・説明会を開催することもある。

◎保護者対応での配慮事項

- それぞれの立場に立って、誠意を持って対応する。
- 事実を正確に伝える。(記録をもとにして)
- 複数で対応する。(校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、担任等)
- 追加事実があれば迅速に、逐次報告する。(1回きりはよくない)
- 情報交換はこまめに行う。(家庭、学校での生活の様子が違うことも)

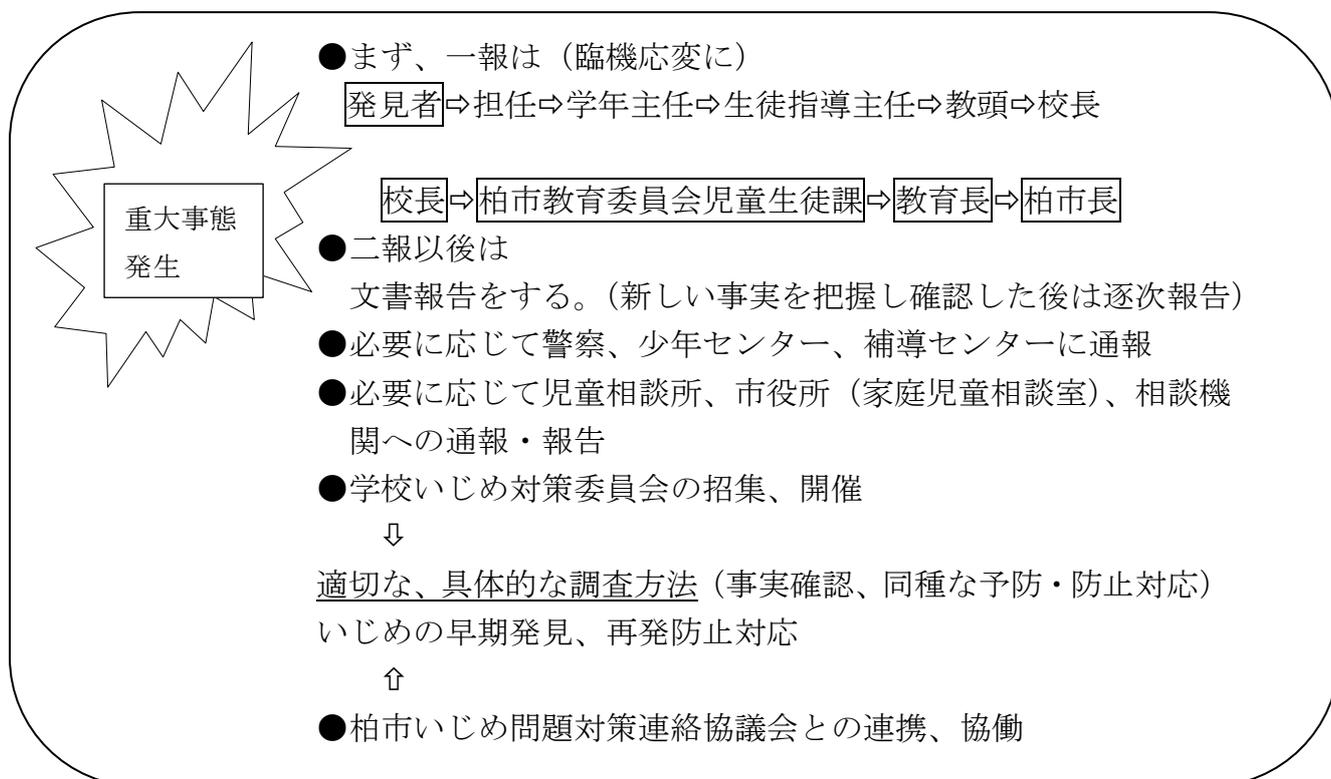
(8) 重大事態への対応について

重大事態とは、いじめにより当該学校の生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたときのことを指す。

例えば

- 生徒が自殺または自殺を企図もしくは未遂の場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
(暴行が集団、複数、傷害や後遺症の程度が重大であるものなど)
- 金品等に重大な被害を被った場合
(恐喝金額が高額であったり、強要が凶悪なものであったりなど)
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが起因する長期欠席が認められた場合

(年間30日程度の長期欠席生徒)



(9) 公表、点検、評価等について

① 公表について

ホームページで「柏市立柏第三中学校 学校いじめ防止基本方針」を公表する。

② 点検について

毎学期、学年末にいじめ調査を実施し分析、対応策を学校いじめ委員会で行う。また、いじめ調査の点検項目の検討も行う。

③ 評価等について

学校評価項目に入れ、学校改善に資するものとする。
また、年度末に学校いじめ防止委員会は点検、評価等をもとにし、学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、次年度のホームページで公表する。

(10) 年間指導計画について

いじめ防止のための全体年間指導計画

月	学校行事	道徳	学級活動	総合的な学習の時間	生徒会活動	生徒指導部
4月	始業式 入学式 避難訓練 発育測定 各健診 新入生歓迎会 部活動仮入部 部活動発足式 保護者会	望ましい生活 習慣	学級組織作り 学校生活の規 律と理解 学年行事への 準備	学級組織作り 学年行事への 準備と取組み 学校生活への 適応 2年林間学校	いじめ宣言 新入生歓迎会 委員会発足 生徒総会計画	生活・授業規 律の周知徹底 生徒指導資料 の収集・集約 問題生徒・授 業中に配慮が 必要な生徒の 共有化を図 る。(健康面も 含む) いじめ調査①
5月	部活動保護者会 希望面談 2年林間学校	自主・自立 人間愛 生命尊重	学習計画作り 林間学校準備 進路選択概要 生徒総会準備 修学旅行準備	学年行事の事 前調査とまと めの発表 生徒総会資料 の読み合わせ 3年修学旅行	生徒総会準備 部長会	学年行事で配 慮のいる生徒 の共有化 定例パト いじめ調査②
6月	3年修学旅行 生徒総会 前期中間テス ト 進路説明会	より高い目標 人間愛	級友のいいと ころ探し 校外学習準備	進路選択準備 1年校外学習	生徒総会 みどりの羽募 金運動 おはよう3Day s参加(小中連携)	学年行事の事 後指導 定例パト いじめ調査③
7月	部活動壮行会 1年校外学習 行事報告集会 保護者会 市内総体 駅伝部発足 夏季休業 保護者面談	望ましい生活 習慣	学年行事のま とめ 報告集会準備 夏季休業計画 高校見学計画	学年行事のま とめと報告集 会取組み ボランティア 活動計画 夏季休業計画 高校見学計画	部活動壮行会 ボランティア のすすめ	第1回定例委 員会 いじめに関す る研修会 団地まつりパト いじめ調査④

8月	新体制部活動 ボランティア活動 パトロール 体育祭練習		夏季休業反省			3校合同職員 研修会 夏季パト
9月	始業式 避難訓練 前期期末テスト 体育祭 市内新人大会 生徒会改選 市内駅伝	異性への理解	体育祭取組み 生徒会活動について 学習の充実 合唱コンクールへの取組み	生徒会活動について 合唱コンクール取組み	生徒会・委員長 改選	夏季休業中の 情報収集 体育祭パト 定例パト いじめ調査⑤
10月	駅伝壮行会 東葛駅伝 進路保護者会 引き継ぎ式	生きることの喜び 差別・偏見 集団生活の向上	輝秋祭の取組 合唱コンクールへの取組み 職場体験準備 進路面談	輝秋祭取組み 合唱コンクールへの取組み 2者面談 職場訪問(2年)	駅伝壮行会 引き継ぎ式	駅伝応援指導 定例パト 教育相談資料 配布 いじめ調査⑥
11月	合唱コンクール 輝秋祭 職場体験学習 3年後期中間 テスト 3者面談 教育相談	人間愛 生命尊重 家族愛	3者面談 教育相談 職場体験	3者面談 職場あいさつ 職場体験(2年) 職場お礼 教育相談	合唱コンクール 輝秋祭 赤い羽根募金 おはよう3Days 参加(小中連携)	教育相談の集約 定例パト いじめ調査⑦
12月	学校公開 1・2年後期中間 テスト 1年生大会 保護者会 冬季休業		職場体験のまとめ 受験準備 学期末反省 自分を知る 冬季休業計画	職場体験まとめと発表 受験の準備と学習 2学期の反省	赤い羽根募金	第2回定例委員会 定例パト 冬季パト いじめ調査⑧
1月	1年生大会 高校入試開始 防災訓練	自主・自立 勤労の尊さ	新年の抱負 職業調べ 生活の見直し 私立高校受験 健康の大切さ	職業調査(1年) 受験期の健康 受験指導 三送会準備	三送会準備 書き損じはがき 集め	定例パト いじめ調査⑨

2月	後期期末テスト 公立高校受検 新入生保護者 説明会	より高い目標 差別・偏見 集団生活の向上	三送会準備 上級学校調べ 公立高校受験 学習計画 職業の適正	公立高校受検 指導 三送会取組み	三送会取組み 新入生一日入学 案内 おはよう3Days 参加(小中連携)	定例パト いじめ調査⑩
3月	三年生を送る会 卒業式 保護者会 修了式		卒業式 進級への心構え 学期末反省	卒業式練習 卒業式 1年間の反省	三年生送る会 次年度活動計画	定例パト 第3回定例委員会 いじめ調査⑪

その他、生活面でいじめに関わる調査について

- *生徒指導部から毎月「いじめ調査」を実施
- *補導センターから11月に生活実態調査(学警連調査部)を実施
- *教務部から毎学期末に教育反省アンケート、職員意識調査を実施
- *7月、12月に学校評価アンケート(生徒・保護者対象)の実施